

第6章 契約

（指名競争契約）

第51条 規程第44条第2項の規定により指名競争に付することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- （1） 予定価格が800万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- （2） 予定価格が500万円を超えない財産を買入れるとき。
- （3） 予定賃借料の年額又は総額が300万円を超えない物件を借り入れるとき。
- （4） 前号以外の契約でその予定価格が350万円を超えないとき。

（随意契約）

第52条 規程第45条第1項に定める当該契約の性質又は目的が競争を許さない場合とは、次に掲げる場合とする。

- （1） 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるとき。
 - （2） 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき。
 - （3） 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。
 - （4） 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき。
 - （5） 競争に付することにより機構において特に必要となる物件を得ることができないとき。
 - （6） 機構が所有する物品の借入れの申込みがあったとき。
 - （7） 前各号のほか当該契約がその特殊性により競争を許さないと理事長が認めるとき。
- 2 規程第45条第2項の規定により随意契約に付することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- （1） 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - （2） 予定価格が300万円を超えない財産を買入れるとき。
 - （3） 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - （4） 前3号以外の契約でその予定価格が200万円を超えないとき。
 - （5） 運送又は保管をさせるとき。
 - （6） 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
 - （7） 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度入札しても落札者がいないとき。
 - （8） 規程第45条の2の規定により契約相手方を決定したとき。
- 3 契約担当職は、前2項の契約をしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、次に掲げる随意契約については、見積書の徴取を省略することができる。
- （1） 第1項の規定により法令に基づいて取引価格又は料金が定められていること、その他特別な事由があることにより特定の取引価格又は料金でなければ契約することが極めて困難であるものに係る契約
 - （2） 予定価格が10万円未満である契約
 - （3） 前項第7号の規定により随意契約に付する場合において当該契約を行わなければ中期計画の達成が困難であると理事長が認める契約

（契約の公表）

第52条の2 契約担当職は、規程第43条から第45条の2までの規定により締結した契約のうち機構の

支出の原因となる契約であって、予定価格が当該契約の種類に応じて前条第2項第1号、第2号、第3号及び第4号の金額を超えるものについては、理事長が別に定めるところにより、理事会に報告を行うとともに、機構ホームページに次の各号に掲げる事項を掲載し、公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
 - (2) 契約担当職の氏名及び所在地
 - (3) 契約を締結した日
 - (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合はその旨（随意契約を行った場合を除く。）
 - (6) 契約金額
 - (7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められる場合又は機構の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。）
 - (8) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
 - (9) 随意契約によることとした規程の根拠条文及び具体的かつ詳細な理由並びに企画競争又は公募手続の実施の有無
 - (10) 環境省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に機構の常勤役職員であったものが役員として契約を締結した日に在職しているときは、その人数
 - (11) その他必要と認められる事項
- 2 前項の規定による公表は、原則として契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に行うものとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、契約を締結した日の翌日から起算して93日以内に行うものとする。
- 3 第1項の規定による公表は、少なくとも公表した日の翌日から起算して1年が経過する日まで継続するものとする。
- 4 契約担当職は、当該契約について公表することが法令の実施を妨げる等公共の利益に反すると理事長が認めるときは、第1項の規定にかかわらず契約の公表をしないものとする。

（契約書の作成）

第53条 規程第48条の規定により契約担当職が作成すべき契約書には次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 一括再委託の禁止等
- (6) 契約履行の場所
- (7) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (8) 監督及び検査
- (9) 履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (10) 談合等の不正行為に係る違約金等
- (11) 契約の解除
- (12) 危険負担
- (13) 契約不適合責任
- (14) 契約に関する紛争の解決方法
- (15) その他必要な事項
- (16) 契約締結年月日

（契約書の省略）

第54条 規程第48条ただし書に規定する契約書の作成を省略することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。この場合、契約書の作成を省略して請書を徴取するものとする。

- (1) 250万円を超えない一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引取るとき。
- (4) 第1号に規定するもの以外の随意契約について理事長が契約書を作成する必要があると認めるとき。

(予定価格の設定の省略)

第55条 規程第46条ただし書の規定により予定価格の設定を省略することができるものは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 法令に基づいて、取引価格又は料金が定められていること、その他特別な事由があることにより特定の取引価格又は料金でなければ契約することが極めて困難であるものに係る随意契約
 - (2) 予定価格が250万円未満である随意契約
- 2 前項第2号の規定により予定価格の設定を省略する場合においても予定価格の積算又は見積書の徴取を行うものとする。

(保証金の免除)

第56条 規程第49条第1項ただし書の規定による入札保証金又は契約保証金を免除できる場合は次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 競争入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者が、保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約又は履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 契約担当職が、競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 機構と物品の売払契約を結ぶ者がその売払代金を即納するとき。
- (4) 契約担当職が、随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

(請書の省略)

第57条 契約担当職は、金額が200万円を超えない契約をするときは、請書の徴取を省略することができる。

(監督の方法)

第58条 規程第50条に規定する契約の適正な履行を確保するため必要な監督は、契約担当職が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第59条 規程第51条に規定する契約の履行の完了の確認をするため必要な検査(以下「検査」という。)は、契約担当職が自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

(検査調書の作成)

第60条 前条の規定により検査を行った者は、検査調書を作成しなければならない。

- 2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払いをすることはできない。